

概要版

第3期

読谷村子ども・子育て 支援事業計画

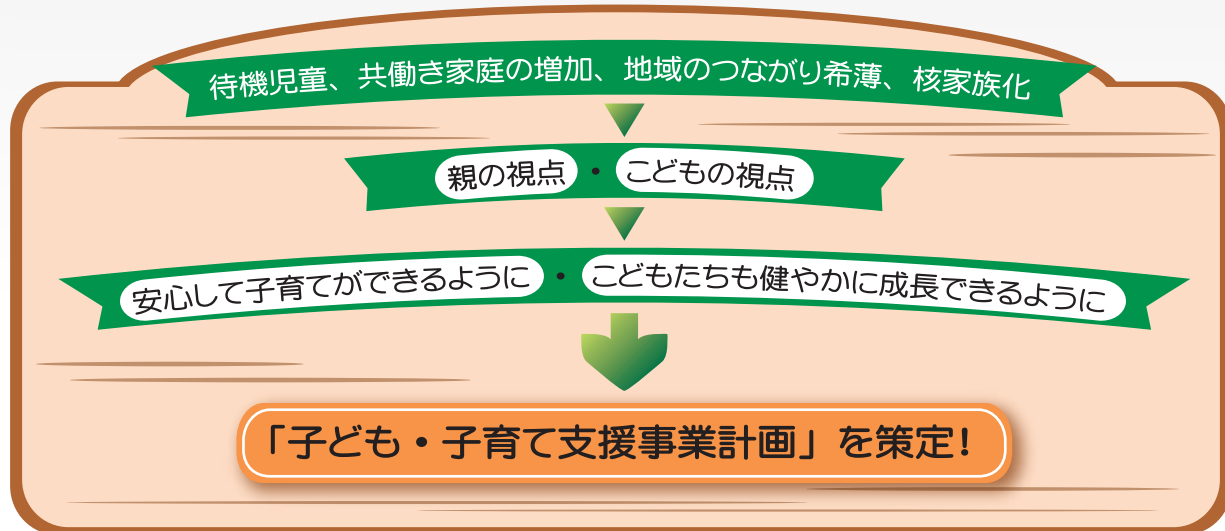


令和7年3月
沖縄県 読谷村



計画策定の概要（目的、背景）

- 全国的には、待機児童の課題はほぼ終息した中で、読谷村では、待機児童の解消が喫緊の課題となっている状況が継続しています。
- また、放課後児童クラブについても利用ニーズが高く、量的拡大は今後も必要となっています。
- さらに、教育・保育施設を利用しない家庭や養育が困難な家庭への支援を重視し、こども家庭センターの設置や乳児通園支援事業（こども誰でも通園制度）、家庭支援事業といった新たな取組も必要となっています。
- 国では、令和5年4月に「こども家庭庁」を創設し、“こどものまんなか社会”の実現を目指してこどもの権利を重視しています。こういった国の指針・目指すべき方向を踏まえながら、村が抱える課題を把握・対応し、子ども・子育て支援の充実を図るため、第2期計画に引き続き、第3期計画を策定しました。



計画の位置づけ

第3期読谷村子ども・子育て支援事業計画 は、以下の計画等で構成されています。

- | | |
|--------------------|---|
| 1 市町村子ども・子育て支援事業計画 | 幼稚園や保育園等の整備・充実、地域の子育て支援などについて掲げる計画 |
| 2 市町村次世代育成支援行動計画 | 次代の社会を担うこどもの健全な育成を図るため、教育、保育、保健、健全育成、児童虐待、障がい児支援などについて掲げる計画 |
| 3 放課後児童対策パッケージ | 放課後児童クラブなどの放課後に関する取組みを掲げたもの |

また、村の関連する他計画との整合性を図り、調和を保って策定しています。



策定において踏まえていること

本計画は、以下のような内容も踏まえて策定しています。

- 子育て家庭の声、子ども（小中学生）の声
- 潜在的な保育ニーズ
- 読谷村の将来のこどもの数の推計値
- … など

潜在的な保育ニーズとは…。

- ・現在、働いていない母親の就労希望率等
- ・現在、認可外保育施設利用者の認可保育園利用希望等

計画の基本理念

読谷村の村づくりの基本計画である「読谷村ゆたさむらビジョン」では、読谷村のあるべき姿として、

ゆたさある風水 優る肝心 咲き誇る文化ど 想い合い
(ユタサルフンシ マサルチムグクル サチフクルハナドウ ウムイアワチ)

を掲げています。

この“読谷村のあるべき姿”を踏まえ、この計画の新しい子育ての基本理念と基本指針の骨子としてとらえ、この計画の基本理念を次のように定め、4つの基本指針を掲げています。

理念 安心してこどもを産み、健やかに成長できるむらづくり

基本指針

- ①こどもの健やかな育ちを守ります。(身体・こころ・文化)
- ②ゆいまーるの心を軸に子育てを通した親としての成長を支えます。
- ③子育てと仕事が両立できる環境をつくります。
- ④教育・保育や子育て支援の質の向上に取り組みます。

計画の期間

計画は、令和7年度から令和11年度までの5カ年計画です。また、ニーズや社会情勢等を見極めながら必要に応じて計画の見直しを行います。





第2期計画での取り組み（支援施策の体系図）

理念

安心してこどもを産み、健やかに成長できるむらづくり

基本目標1 教育・保育の提供体制や子育て支援の充実

基本
施策

- (1) 認定こども園への移行、普及に係る考え方
- (2) 教育・保育の質の確保
- (3) 教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (4) 地域子ども・子育て支援事業の推進
- (5) こどもの居場所づくり
- (6) 相談・情報提供の充実
- (7) 人材の確保の推進

主な取り組み



認定こども園への移行、普及に係る考え方

令和5年8月に策定した「認定こども園移行を踏まえた教育・保育施設の再編計画」に基づき、令和8年度から順次移行し、村内の認定こども園を4園、村立認定こども園は1園とし、村立幼稚園及び村立保育所とともに、公の役割を果たす中核園となるように、機能強化します。



保幼小の連携強化

保幼小連携においては、村内の5地区(小学校区を基本とする)ごとに保幼小連携の取り組みを行う体制づくりに取り組みます。



保育所における5歳児保育の拡充

保育所での5歳児保育の実施園を拡充し、0～5歳児までの一貫した受け入れにより、乳幼児期のこどもの育ちや発達の連続性を大切にしたい教育・保育を進めます。



放課後児童クラブの整備及び充実

共働き家庭の児童の放課後対策である放課後児童クラブの新規整備について、ニーズを踏まえながら行います。

また、放課後児童支援員の確保や資質向上を図るため、放課後児童クラブへの情報提供や研修への参加を促進していきます。



教育・保育の質の確保の推進

令和4年3月に策定した「読谷村教育・保育指針」に基づき、こどもたちを育むため大切にしたい「6つの視点」・「4つの環境」・「育ってほしい人物像」に基づいて、教育・保育の質の確保を図ります。



0歳児、1歳児の保育の拡充

0歳児や1歳児の保育ニーズについては、ニーズ調査で把握された潜在的ニーズに基づきながら、0歳児や1歳児の保育の拡充を行い、預けたいときに預けられる環境の整備に努めます。



村立幼稚園の複数年保育の推進

村立幼稚園での複数年保育実施園の拡充を行います。令和10年度からは1園となる村立幼稚園において、3歳からの教育・保育をできるように努めます。



保育士の確保と定着

保育士の確保を推進するとともに、新規採用した保育士の定着についても推進します。

基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進



基本施策

- (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- (2) こども医療費助成制度
- (3) 食育の推進
- (4) 母子保健推進員活動の充実
- (5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

主な取り組み



切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう、親子(母子)健康手帳の交付時から妊婦健康診査や産前・産後の支援、乳幼児健康診査、相談、訪問指導、マタニティ教室、予防接種等の母子保健における取り組みの充実を行います。



こども家庭センターの設置と相談支援の充実

村の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の相談機能を統合した「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行います。



産前産後サポート事業デイサービス型

令和5年度より実施している本事業を継続し、不安や生活上の困りごと等の軽減や、地域の仲間づくりを促し、孤立感を解消することを目的として、寄り添い継続して支援していきます。

基本目標3 支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進



基本施策

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がいのある子どもがいる世帯への支援の充実
- (4) こどもの貧困対策の充実

主な取り組み



児童や家庭の相談、児童虐待早期発見の強化

こども家庭センターに相談員を配置し、子育てに関する不安や悩み・こどもからの相談や不登校、ヤングケアラー支援など様々な相談に対応します。



ひとり親世帯の保育所入所及び学童クラブ入所への配慮

ひとり親世帯について、保育充実と親の育児負担軽減のため、保育所への優先入所・認可外保育施設利用のための補助、学童クラブの保育料の補助を実施します。



家庭支援事業を活用した養育の支援等の充実

養育支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業に加え、令和6年度より法制度化された子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業を活用し、子育て支援を行います。



障がいのある子どもがいる世帯への支援の充実

障がいのある子どもがいる世帯では、一人ひとりのこどもの状況に合わせた多様な子育て支援と周囲の支えを必要としています。それぞれの世帯に合わせたきめ細かい対応に努めます。



こどもの貧困対策の充実

生活困窮世帯のこどもは、経済的な面だけでなく、社会生活体験の機会に恵まれていない状況があることから、生活面や学習面においても、支援が必要となっています。特に沖縄県においてはこどもの貧困率が全国よりも高い状況が県より報告されており、貧困の連鎖を断ち切るための対策が必要となっています。

本村においても、こどもの貧困対策を推進し、こどもたちの未来に向けて自立に向けた必要な支援を行っていきます。

教育・保育事業の目標（幼稚園・保育園・認定こども園等の整備目標）

○公立幼稚園と公立保育所を再編し、令和8年度より順次、認定こども園への移行を行っていきます。

○受け皿の拡充や保育士の確保により、待機児童の解消を目指します。

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前のこども）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	161	160	160	151	148
公立幼稚園	129	102	102	21	21
私立幼稚園	32	32	32	32	32
認定こども園(公立)	0	0	0	17	17
認定こども園(私立)	0	26	26	81	78

1号認定

満3歳以上のこどもであって、2号認定こども以外のもの

教育標準時間	4時間
利用できる施設	幼稚園、認定こども園

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	1,197	1,168	1,168	1,047	1,047
公立幼稚園	376	298	298	64	64
私立幼稚園	128	128	128	128	128
確認を受けない幼稚園※	120	120	120	120	120
公立保育所	83	83	83	53	53
私立保育園	490	490	490	490	490
認定こども園(公立)	0	0	0	45	45
認定こども園(私立)	0	49	49	147	147

2号認定

満3歳以上のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭で保育を受けることが困難であるもの

教育標準時間	11時間
保育短時間	8時間
利用できる施設	保育園、認定こども園

※確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援制度における施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けず、私学助成の制度を継続している幼稚園のこと

3) 3号認定（0歳児）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	132	138	138	156	156
公立保育所	6	6	6	3	3
私立保育園	114	114	114	114	114
認定こども園(公立)	0	0	0	9	9
認定こども園(私立)	0	6	6	18	18
小規模保育	12	12	12	12	12

3号認定

満3歳未満のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭で保育を受けることが困難であるもの

教育標準時間	11時間
保育短時間	8時間
利用できる施設	保育園、認定こども園

4) 3号認定（1・2歳児）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	494	516	516	570	579
公立保育所	48	48	48	24	24
私立保育園	410	410	410	410	410
認定こども園(公立)	0	0	0	30	30
認定こども園(私立)	0	22	22	70	79
小規模保育	36	36	36	36	36

地域子ども・子育て支援事業の目標（主な取り組み）

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

 共働き家庭で、放課後、家で子どもを見られない家庭の子どもを預かり様々な活動を行う場。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受け入れ人数	480人	560人	640人	720人	800人
整備数	12か所	14か所	16か所	18か所	20か所

ニーズに応じた受け皿の確保に向け、放課後児童クラブを拡充！

(2) 子育て支援拠点事業

 乳幼児や保護者の交流や子育ての相談の場

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
整備数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

村内2か所の地域子育て支援センターにおいて実施！

(3) 一時預かり（保育園での一時預かり）

 仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどの際に、保育施設等で一時的に子どもを預かる。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
整備数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

村内2か所において一時預かりを実施！

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

 家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童への宿泊を伴う保育。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受け入れ先	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

里親による受け入れを実施！

(5) 養育支援訪問事業

 養育支援が特に必要な家庭に対して、自宅を訪問して指導・助言等を行う。

養育支援の体制を確保し、事業を実施！

(6) 産後ケア事業

 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う。

これまで実施していた事業を充実する！

(7) 乳児通園支援事業（こども誰でも通園制度）

 保護者の就労要件を問わず、0～2歳までの未就園児を月一定時間まで保育する。

令和8年度より、ニーズに応じて実施！

計画の重点施策

(1) 待機児童の解消と保育士の確保

依然として課題である待機児童の解消を目指し、ニーズに対応する定員枠の増加及び保育士の確保による受け入れ充実を図ります。

(2) 村立幼稚園と村立保育所の再編の確実な実施

令和8年度から公立園の再編を順次実施し、読谷村の幼児期の教育・保育体制の確立を目指します。また、再編され機能強化された公立園が中核園となり、教育・保育の充実を図ります。

(3) 放課後児童クラブの整備

共働き家庭の児童の放課後対策である放課後児童クラブについて、ニーズ調査結果を踏まえながら、受け皿の確保を図り、待機者の解消を目指します。

(4) こども家庭センターの設置と相談支援の充実

村に設置されている「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の相談機能を統合した「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行います。

(5) 家庭支援事業を活用した養育の支援等の充実

育児不安が強い保護者や育児力に乏しい保護者が孤立しないよう、令和6年度より法制度化された国の「家庭支援事業」を活用し、養育のアドバイスからヤングケアラーがいる世帯への家事援助を行う等、養育支援を充実します。

第3期読谷村子ども・子育て支援事業計画 令和7年3月

発行：読谷村 健康福祉部 こども未来課

〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2901 番地 TEL：(098) 982-9240